

1 議案名

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。）の一部が改正されたことに伴い、規則中の省令の引用箇所について所要の整備を行う必要がある。

生涯学習課

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部改正について

教育委員会事務局
生涯学習課

1 規則改正の理由

大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）の一部が改正されたことに伴い、規則中の省令の引用箇所について所要の整備を行う必要がある。

2 規則改正の概要

徳島県奨学金の対象となる高等専門学校4、5年生については、高等教育機関における国の授業料減免制度の認定あるいは不認定等を受けた場合に、必要に応じて県奨学金の貸与月額を変更申請することができる。

このたび、省令の一部が改正され、国の授業料減免制度の対象として、「低所得世帯の学生」に加え、「多子世帯の学生」が追加されたこと等に伴い、規則中の省令の引用箇所について所要の整備を行うものである。

①条項ずれに伴う改正

規則第7条の2において引用する省令「第11条第5項」が「同条第6項」に、「同条第7項」が「同条第8項」となることに伴う所要の改正を行う。

※（改正後）省令第11条第6項・・・減免認定に関する規定
第8項・・・減免不認定に関する規定

②条項の追加に伴う改正

省令「第11条第9項」が追加されたことに伴う所要の改正を行う。

※（改正後）省令第11条第9項・・・減免認定事由の変更に関する規定
【低所得世帯 ⇄ 多子世帯】
*同条第6項及び第8項を準用

3 施行期日（等）

公布の日

条 例 等 立 案 表

題 名 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則		課（室）名 教育委員会事務局 生涯学習課
担当者名 重 本 佐 代	電話番号 三 一 三 二	提案（制定）理由 大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。
あらまし 一 大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。 二 この規則は、公布の日から施行することとした。		
関係法規 大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号） 予算上の措置		
法規審議委員会 要 ・ ☒ 否	パブリックコメント 実施 ・ ☒ 省略 ・ 対象外	

徳島県規則第 号

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成十四年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号ロ中「第十一条第五項若しくは第七項」を「第十一条第六項若しくは第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案	現行
（額の変更の申請） 第七条の二 奨学生は、次の各号のいずれかに該当し、奨学金の額の変更を受けようとするときは、奨学金月額変更申請書（様式第十号の二）を知事に提出しなければならない。 一 （略） 二 次に掲げる場合のいずれかに該当し、奨学金の額を変更する必要があるとき。 イ （略） ロ 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年度科学省令第六号）第十一条第六項若しくは第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による通知又は同令第十四条の規定による授業料減免の額の変更が行われた場合 三 （略） 2 （略）	（額の変更の申請） 第七条の二 奨学生は、次の各号のいずれかに該当し、奨学金の額の変更を受けようとするときは、奨学金月額変更申請書（様式第十号の二）を知事に提出しなければならない。 一 （略） 二 次に掲げる場合のいずれかに該当し、奨学金の額を変更する必要があるとき。 イ （略） ロ 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年度科学省令第六号）第十一条第五項若しくは第七項の規定による通知又は同令第十四条の規定による授業料減免の額の変更が行われた場合 三 （略） 2 （略）